

## 特定非営利活動法人日本顎変形症学会 認定医制度に対する パブリックコメントの募集について

平成 30 年 4 月 23 日

日本顎変形症学会 理事長 小林正治

日本顎変形症学会認定医制度検討委員会

委員長 横江義彦

はじめに

平素は本学会の運営ならびに学術活動に対してご高配を賜り、会員諸氏には厚く御礼申し上げます。さて、本学会では平成 20 年より認定医制度の制定に向けて検討を重ねて参りましたが、この度、今年度からの制度施行予定にあたり、会員から最終的なパブリックコメントをいただくこととなりました。これまで合計 30 回の委員会ならびに数多くのメール会議、本学会評議員へのアンケート調査（2 回）、会員諸氏に向けたパブリックコメントの収集（昨年度）等により、概ね機は熟したのではないかと考えております。

今回、公開いたします条文（認定医制度規則、細則）案全般につき、ご意見を頂戴したいと存じます。これは矯正歯科、口腔外科それぞれの条文作成ワーキンググループにより議論を重ねて頂いたもので、理事会にて承認を得たのち、その概要につきまして第 28 回特定非営利活動法人日本顎変形症学会学術大会・総会にて説明会を開催させて頂きます。説明会では皆様から頂戴しましたご意見ともどもご披露させて頂き、広く会員諸氏のご賛同を得ることを目指しております。

認定医制度設計の概念となる部分につきまして以下に記載いたします。

1. 今回の制度発効時の認定医は矯正歯科および口腔外科を対象としております。顎変形症学会の会員歴は 5 年以上、矯正歯科の臨床経験年数は 5 年以上、口腔外科の臨床経験年数は 8 年以上とします。認定医申請時の経験症例数は矯正歯科が 5 例、口腔外科が 30 例です（詳細は認定医制度細則を参照）。
2. 矯正歯科の認定申請資格として（公社）日本矯正歯科学会の認定医資格を要します。試験は筆記試験、口頭試問により行い、日本矯正歯科学会の認定医資格を有さない場合は別に定める症例審査を行います。口腔外科の認定申請資格として（公社）日本口腔外科学会の専門医資格を要します。試験は筆記試験、口頭試問により行います。
3. 補綴歯科の認定医制度につきまして委員会にて議論いたしました。顎変形症学会の入会会員数が一定数に増えた後に制度設計を再討議させて頂くことといたします。
4. 形成外科等の外科系医科の認定医につきましては口腔外科認定医に準じた経験症例数等の規定を準用し、認定医制度委員会（仮称）にて申請資格を検討させて頂きます。
5. 口腔外科認定医制度は指導医、研修施設の申請・規定についても設定しておりますが、矯正歯科認定医制度では指導医・研修施設の規定はありません（発効時）。
6. 口腔外科認定医制度では経験症例数 30 例の内訳として、申請時までには下顎枝矢状分割術 10 例以上、Le Fort I 骨切り術 5 例以上の手術経験を必須とし、更新時には合計で 20 例以

上を必須とする予定です。

7. 施設の制約上、Le Fort I 骨切り術を行うことができない施設に所属する申請者については、他の研修施設で行った責任執刀例手術を症例実績として認める予定です。
8. 口腔外科の指導医は経験症例数 60 例以上を必要とします。ただし下顎枝矢状分割術については 30 例以上、Le Fort I 手術については 10 例以上を必須とします。
9. 矯正歯科、口腔外科の認定医の資格申請には上記の経験症例数以外に、直近の 5 年間で学術大会参加 3 回以上、本学会主催の教育研修会参加 1 回以上を必須とし、申請時の研修単位は 120 単位を必要とします。更新には 5 年間で学術大会参加 3 回以上、本学会主催の教育研修会参加 1 回以上を必須とし、研修単位は 100 単位以上を必要とします（細則参照）。
10. 今年度より認定医申請資格を得るための単位制を開始し、5 年後に最初の認定医資格試験が行われることとなりますが、学術委員会、ガイドライン策定委員会のご協力を得て、学会としての標準的な治療を記したテキストブックをこの 5 年間で整えることを予定しております。

会員の皆様には治療を受ける患者の方々にとって有益な認定医制度となるよう、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上